

令和5年度 第15回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

令和6年2月16日（金） 午後1時30分から午後4時まで

2 場 所

Web会議形式

3 出席者

委 員：菊地委員長、

井上委員、大瀧委員、近藤委員、松田委員、高橋委員、八田委員、
酒井委員、水田委員、永村委員、本間委員

（11名）

事務局：環境生活部 江利角次長、熱田環境対策監

環境政策課 青柳課長、田中副課長、高橋班長、鮫島副主幹、
丸山主査、岩城副主査

傍聴人：7名

4 議 題

- (1) (仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（答申案審議）
- (2) (仮称) 千葉県九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（答申案審議）
- (3) その他

5 結果概要

- (1) (仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（答申案審議）
事務局から資料に沿って説明があり、答申案審議が行われた。
- (2) (仮称) 千葉県九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（答申案審議）
事務局から資料に沿って説明があり、答申案審議が行われた。
- (3) その他
特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 - 1 (仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 1 - 2 (仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 1 - 3 (仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する意見 (論点整理) 【新旧対照表】
- 資料 1 - 4 (仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する意見 (答申案)
- 参 考 1 市長意見の提出状況 ((仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書)
- 資料 2 - 1 (仮称) 千葉県九十九里沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2 - 2 (仮称) 千葉県九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 2 - 3 (仮称) 千葉県九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見 (論点整理) 【新旧対照表】
- 資料 2 - 4 (仮称) 千葉県九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見 (答申案)
- 参考 2 - 1 市長意見の提出状況 ((仮称) 千葉県九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書)
- 参考 2 - 2 千葉県における洋上風力発電に係る先行事例の配慮書との比較表

別紙 審議等の詳細

審議（１）（仮称）松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（答申案審議）

○事務局より資料１－１から参考１について説明。

（委員）

答申案としては非常に良くまとまってきており、特に緑に関する記述を足したのは、方向性としては良いと思っている。前回現地で見させてもらったが、アセス法上の案件としては、難しい案件だと感じた。その理由というのは、１つはアセス法の中で、緑地や緑をどのように評価していくかという点である。千葉県は面積が広く、場所によって地域特性がかなり違う。松戸市の場合は、大都市圏の郊外に立地する場所である。特に東京のすぐ隣ということもあり、都市計画でいうと都市の肥大化と言ったりするが、東京の中心から50キロ離れても、同じような都市開発の形成が同心円状になされているという考えであり、これは世界の都市の中でも極めて稀な肥大化現象と、都市計画では捉えている。ちょうどそこに入る地域である。

それともう１つは、松戸市は緑地保全において、非常に歴史のある取り組みをしている自治体であると認識している。今回、「松戸市みどりの基本計画」等を改めて見させてもらったが、非常によくできており、意識調査等も踏まえてかなり熱心にやっているということがわかる。一方で少し残念だったのは、前回の一问一答の中で、この公園に対しての考え方の中で、例えば落ち葉は、近隣から苦情が来るから予防して拾ってますというような話があった。市の管理上の気持ちはよくわかるが、住民参加の意識とは全く真逆の方向の回答であり、私は非常に違和感があった。市民がいかにかこの公園を使うか、参加するかという住民参加の観点からすると、少し欠けている、あるいは少し敏感になりすぎている感じを受けた。都市部の緑であり公共用地でもあるため、できるだけ緑地を維持していただいて、緑被率を少しでも維持するという上では、的確な答申の指摘ではないかと感じた。

（委員）

海外と比べた場合、東京近郊の都市化、均一な都市の肥大化は、かなり異例で例外的な

現象であるのか。また、都市化と緑地との関係で見ると、かなり乏しい緑環境であるのか。

(委員)

日本の場合は都市行政がかなり先行してきた歴史があり、省庁の別でやってきたと思う。海外と比較すると、大きな違いとしてはグリーンベルトの存在であり、国によっては、グリーンベルトを都市計画に位置づけ、都市の肥大化を防止している。日本でも以前に、都市計画の専門家で、グリーンベルト案を熱心に検討された先生方がいたと思うが、実態としては、日本ではそれが歯止めになっておらず、また都市計画法における市街化区域と市街化調整区域のゾーニングにおいても、市街化調整区域の役割が形骸化してるような状態である。都市の肥大化というのは、世界の中で見ても、東京が断トツであるという認識である。

(委員)

緑被率や緑化の話が先ほど出てきたが、松戸市は、高木が非常に豊かに育っていて、景観が形成されており、人と自然との触れ合いも二次的な林で行われているという地域かと思う。これを単純に緑被率何十%というような書き方でいくと、例えば高木だったところを、グラウンドカバーだけにしても緑被率にカウントができてしまうと思うので、高木で形成されており、30年40年たって木が育った景観が形成されている環境を重視して欲しいということを、前文か指導に書き加えてもらえると、我々が想定している緑地という意味も含んでくると思うのでご検討いただきたい。

(委員)

事務局に確認だが、いま委員が発言したように、緑地率といった場合に、全く元の植生が変わり、高木から草本に変わったとしても、そのあたりは考慮されないのか。

(事務局)

ご指摘の通り、グラウンドカバーでも緑地とカウントされると認識している。

(委員)

そうなる、やはり同じ緑地でも全然機能が変わってくることになると思うので、その

あたりを考慮した文言が必要になってくると思う。

(事務局)

前回も同様の発言が別の委員からあったので、そこを意識したが、あまりストレートには書かなかった。意見には松戸市の基本計画の一部を引用しているが、計画では、質の高い緑の創出に努めるという表現がされており、これを受けて、人と自然と触れ合える緑地の保全創出に努めるという表現につなげている。意図としては、質の高い緑を作っていたきたいという思いで書いている。思いとしては入れているつもりだが、そういう説明を受けないと、委員がおっしゃるようなことが読めないということであれば、表現を再考したい。

(委員)

緑被率を上げると言ったときに、グラウンドカバー自体を廃止して、人工芝にするという動きもあるぐらいであるため、グラウンドカバーでも十分質の高いみどりであると考えられる自治体があるのではないか。緑の基本計画を私が把握していないというところを前提に指摘をさせていただいているので、基本計画に則って進めていけば大丈夫だということであれば、この書き方でも良いかと思う。

(委員)

松戸市の場合は、高木が非常に特徴的であると思っている。長い年月をかけて、木を大事に育てて、市民活動を行ったりといった記録も多く残っている。高木のもとで子供たちが撮った集合写真が基本計画に出ていたりする。市民が緑を大事にしてきたということが基本計画を見るだけでもわかる。そのため、委員が懸念されている点については私も同感であり、何かで覆ってしまえばこれは緑被率に入るんだろうという発想は非常に危険なので、そこはもう少し具体化した方がいいと感じた。

(事務局)

委員の皆様のご意見を踏まえて、具体的に書くということで考えたい。直接、包括的に入れるとすれば、事業計画(2)の下から2行目、「人が自然と触れ合える緑地の」というところに、「人が自然と触れ合える質の高い緑地の保全、または創出」というような表現が

考えられると思う。ただし、質の高いという少し抽象的な言葉になると、委員がおっしゃられた高木のような具体的なものと繋がるのかなという懸念もある。

(委員)

現在が比較的質の高い緑地が維持されてるのあれば、例えば、「事業前の緑地の質を担保するように」という文言としてはいかがか。

(委員)

前回の質疑で、邪魔な木は、伐採か移設を考えているという回答を聞いた記憶がある。大きな木を移設するという事は、難しい技術でもあるかと思う。根を切ったりしてダメージが大きくないのであれば、それはそれで移設ということもあるかと思う。その場合は、樹木医や専門家の意見を聞いて、どのように樹木を移設するのか、あるいは何らかの方法で代替するのかという具体的な意見を、専門家に求めてはどうか。松戸市には千葉大学園芸学部という、非常に専門的な機関があるので、ぜひ検討いただいた方がいいのではないか。

(委員)

私も委員の意見に賛成だが、やはり移設も含めて、できる限り現存の緑地を保全するようなことを促すような文言にしてもらえたらと思うが、事務局はいかがか。

(事務局)

ご意見を受けとめたいと思う。他の委員からもご意見をいただきたい。

(委員)

松戸市は非常に開発が進んでいて、地域の住民にとっては貴重な緑地だというのは分かる。大径木を移設することはお金がかかることなので、一本でも大切にという抽象的な理由では、あまり強く言えないと思う。この地域住民にとって大切なのは、生物多様性よりも、むしろ憩いの場としての自然環境の維持であると思う。前文の第5段落目に、貴重な緑地であると書いてある。そして、それに対応して事業計画の(2)では、松戸市の施策を踏まえて、公園利用者や専門家等への意見聴取により、最適な緑地の保全また創出に努めと

あるため、既にこれまで出た意見が集約されて、書かれていると思う。

ここでさらに踏み込んだ文言とするのであれば、例えば公園利用者というところを、付近の住民とするか、あるいは専門家というところに近隣の大学等も含めというようなことを盛り込むかということを検討するのかなと思った。ただし、この点についても既にしっかりと書かれている。確かにこの都市部の中の貴重な緑地だというのはわかるが、死守しなければいけないほどのものであるのか。ごみ焼却施設という、都市機能を維持する上で非常に重要な施設を建設する計画であり、その機能がいかんなく発揮できるようにするというのが第一義の話かと思う。建物配置のパターンが、緑地により影響を受けるというようなことは、行き過ぎではないか。

(委員)

基本的には、施設を改変してまで植物を守るという話にはなっていないと思う。その中で、委員がおっしゃったように、都市及び東京都市近郊において、この緑地の重要性というものをどこまで重要視するかという点での意見の相違ではないか。

(委員)

木はどれぐらい太いか。例えば直径が 1 メートルを超えるようなものが生えていたか。

(委員)

そこまではない。

(委員)

おそらく松戸の歴史からしても樹齢四、五十年ぐらいだと思う。

(委員)

どのような種類か分かるか。どのような種類の木が生えているか。

(委員)

現地に行っていないので、わからない。

(委員)

例えば、元が社寺林で公共性の高い土地だったとして、太いシイの木が生えているということであれば、地域にとっての自然資産という意味でも、木の種類や大きさなどに注意を払ってもらおうというのは、いい提案だと思う。

(委員)

私も委員と同じ意見である。わざわざ木を移設することはやり過ぎかなという気がする。今のこの答申案で気になっているところとすれば、質の高い緑というものがどのようなものかということ伝えていないことが問題だと思っている。事業計画に書くというよりは、前文で、質の高い緑は高木のことを指しており、街路樹のようなものだとは思いますが、そういったものを重視しているということ伝えていたいと考え、発言している。何がなんでも、50年前に植えた公園の木を切るな、抜くなというようなことを書くと、今度は事業が成り立たなくなると思うので、新たな環境に対するというよりは、今のものをこのように評価しているということ伝えてられればよいと思う。

(委員)

質が高いということは、先ほど委員がおっしゃったように、非常に定義として曖昧で、間違った解釈がされる可能性があるということであるが、質が高いと言っても、例えば生態系にとって質が高いのか、景観にとって質が高いのか、それぞれ意味合いが変わってくると思う。この場合の質が高いとは、どのようなものを想定しているのか。

(委員)

ただの緑というよりは、高木が立ち並んでいる緑という捉え方である。草地が広がっている質の高い緑というものも、場所によってはあると思うが、この地域では、高木が印象的であるということ、前文のところに入れてはどうか。森林については触れているが、その前に書いてある貴重な緑地や、緑地が改変・縮小されるという記述とこの森林の記述が、うまく結びついていないかどうかが気になっている。

(委員)

質が高い緑とは、高木をイメージしているということか。

(委員)

そうである。

(委員)

ツミの営巣位置では、営巣3地点のうち、2地点は、クリーンセンター公園とよく似た質の公園だなという印象を受けた。そのため、潜在的にはこのクリーンセンター公園も、管理をうまくすれば、ツミが繁殖してもおかしくないようなところかと思った。質の高いというのが、必ずしもツミが繁殖することとは言えないが、生物多様性の機能を維持する質の高い緑地であるとか、そういう文言が入っていればいいと思う。

(委員)

それを的確に文言にするというのは、なかなか表現が難しい。事務局で何か意見はあるか。

(事務局)

移植という言葉もあったが、現実的にはこれを事業者が受けとめなければいけないということ踏まえると、移植まで踏み込んで提案するということは考えにくい。委員がおっしゃったような方向で考えていきたい。最後に委員からいただいた意見はわかりやすいと思うが、委員の意図とは違い、前文ではなく事業計画の方で入れ込むような形になる。

「緑地の保全又は創出に努め」を「生物多様性の機能を維持する質の高い緑地の保全また創出に努め」とすると、わかりやすい表現になるかと思う。

(委員)

この地域は、もともと小金町といって江戸時代から続く、幕府直轄の牧だった。植生といえば草原とおそらく黒松、クヌギといったもので、森林のイメージが持続されてきたような場所ではなく、草原系の生態系が保たれてきたようなところである。最近の都市化によって、人が木を植えることにより、新たな生態系が生まれ、オオタカ等が生息するようになったということであれば、それを守るという考え方もあり得ると思う。おそらく松戸市の基本計画の中で、それはもう考慮されていると思う。そのため、委員がおっしゃったように、前文の中で既にその点について触れているのであれば、原文のままが良いのでは

ないかと思った。

(委員)

アセス法上の手続きで言えば、人と自然との触れ合いの活動の場については、純粹な都市景観や歴史的景観は、含まれないという解釈があるので、あくまでも自然との関わりにおける触れ合い活動の場を評価するものであると思う。そのため、私は、委員の皆様の御意見に同意する。

(委員)

温室効果ガスについて、これまで廃棄物焼却炉等への意見としては、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入等に努めた上で調査予測評価を行うという意見を盛り込んでいたが、今回の松戸市にはそれが入ってないことが気になった。また、現施設と計画施設の排出量の比較に関する意見について、現状では、現施設に加えて、他の自治体に委託してごみを焼却してるわけだが、その分を足したものと比較するのか。

(事務局)

まず1点目の事業場全体の省エネの話について、考え方を回答させていただく。図書2-28ページになるが、事業所全体のCO₂削減については、事業者が明言している。他の事業者では、このような記述がなかったため、意見としていたが、今回は既に事業所全体の省エネを意識する計画になっているので、意見をしなかったところである。2点目については、我々が想定していた比較対象になるものは、現施設での排出ベース、CO₂の排出量と考えていたので、他市に委託しているものについては、現状では考えていない。

議題（２）（仮称）千葉県九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について
（答申案審議）

○事務局より資料２－１～２－４について説明。

（委員）

御承知の方が多と思うが、２００４年に資料館であった爆発事故は、南関東ガス田と関係がある。千葉県環境研究センター地質環境研究室でもガス田の研究が行われている。ガス田について、環境影響評価委員会がどう受けとめるかを答申に書くことは重要だと思う。前文の「重要な地形及び地質の存在に留意する必要がある」とあるのは、どのような考え方でこの文章になったのか教えていただきたい。

（事務局）

「～留意する必要がある。」については、事業者は情報がないことをもって、重要な地形・地質がないと結論付けていた。情報が得られたときには、そこに重要な地形・地質があるかもしれないという可能性があるということを認識して欲しいという趣旨で、留意という言葉を使った。

（委員）

確認だが、前回のユーラスエナジーホールディングスと今回の東京電力リニューアブルパワーとで、計画内容に大きな差はないと認識してよいか。

（事務局）

そのように認識している。参考２－２のとおり大きな違いはない。

（委員）

生態系の項目と地形・地質の項目の両方で、計画段階配慮事項には選定されていないが、調査するようにとか、環境影響評価項目として選定するよう、という答申案になっている。この「選定すること」と、「環境影響評価を行うこと」で、強度の違いで使い分けると認識してよいか。

(事務局)

おっしゃるとおりである。おそらく、いすみ市沖の案件から、あるいは銚子市沖の案件からの文言を引き継いでいるものと思うが、事業者が選定しない項目は項目を選定するところから、選定するものの内容が十分ではないものは、具体的な調査、予測方法について意見するものと整理をしている。

(委員)

資料2-3のP. 3の(2)騒音及び超低周波音について、文言自体はこれでよいが、3行目の、「超低周波音による健康への影響」の“超”の部分を取ることにはできるか。超低周波音による健康への影響は未解明な部分も多いということは間違っていないが、低周波音の100Hz以下の領域も含めて未解明な部分が多い。超低周波音に絞ると日本の場合20Hz以下となる。

(事務局)

取ることは差し支えない。超低周波音としたのは、アセスの項目名が、“騒音及び超低周波音”という項目の括りになっている関係で、そこで分けたというだけの理由。仮に低周波音にしたとしても、本旨には変わりはないので、事務局としては何ら問題ない。

(委員)

南関東ガス田について調べてみたところ、その分布は広大なようだ。このアセスの中で、南関東ガス田を特出しするというのは結構なことと思うが、今後、案件の多くで南関東ガス田に触れることになるのではないか。そういう検討がされているのか伺いたい。

(事務局)

南関東ガス田は、千葉県だけではなく、東京都などにも広がっている。ただ、水溶性ガス田で地下水の揚水による地盤沈下が懸念されるため、採掘できる場所は限られている。千葉県の茂原市や九十九里町の陸域を中心に採掘している。そのため、採掘が盛んな地域の九十九里沖沿岸の地域特性として整理した。

(委員)

採掘事業にその影響を及ぼさないように留意してくださいというのが趣旨か。

(事務局)

陸域だけでなく、海域まで繋がっているだろう上総層群の中にガスが存在しているという事で、九十九里沖の海底にガスがあるか未解明な部分はあるが、今後そこに基礎を打ち込む際に、ガス田があった場合は、地形・地質或いは地盤への影響に注意する必要があることを指摘するために、今回盛り込んだというのが趣旨である。

(委員)

重要な地形及び地質に影響するかもしれないから留意するよう指摘しているように読めるが、今の話だと事業に危険性が及ぶかもしれないから注意する必要があるという説明に聞こえたがどうか。

(事務局)

貴重なヨウ素がとれるガス田でもあるので、重要な地形・地質といっても差し支えないと考えている。そこで風力事業に伴う基礎の打設による影響の有無を考える必要がある。

(委員)

地面に穴を掘ることによるガス田への影響でよいか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

地面に穴を開ける、あらゆる事業に当てはまるのではないか。地下水の中に溶けている形で、ガスが分布しているということであれば、特別な地形や地質の場所にピンポイントで分布しているわけではないのであろう。少なくとも、千葉県沖で実施される洋上風力発電事業に関しては、当該計画だけではなく、全部に当てはまるのではないか。

(委員)

私が、前回のアセス委員会で言及したことだが、地域性を考えると、銚子市沖やいすみ市沖ではあまり影響がないと考えられる。レッドデータブックに記載されていないから重要な地形地質を項目選定しないと事業者に言わせたくない。

(委員)

今まで洋上風力の案件が他にもあった中で、これまでに出ていない内容である。この案件に限って出てくるのは何か理由があるのか。

(委員)

ガス田の分布である。銚子市にはない。いすみ市にも基本的にはない。

(委員)

地質の専門家である委員が、この海域だからこそガス田の存在を指摘する必要があるということはわかった。

具体的に何を留意するかというのは、事務局が示した答申案の中では書いていないが、今までの説明で2点あることはわかった。1点は爆発するといった危険性のこと、もう1点は住民が使用していることからその資源が枯渇することがないようにという意味だと思うが、答申案の中にそこまで書き込まなくて良いのか。

(委員)

事務局が先程言われたように、海底の状態が詳細に分かっているわけではないので、この程度に留めておいた方がいい。

(委員)

南関東ガス田があるかどうかというのは、重要な地形及び地質という言い方もできるかもしれないが、直接言った方がわかるのではないか。

(委員)

南関東ガス田という言葉が入ってるわけだから、資源であるということはもちろん期

待される。

(委員)

行間を読ませるのかもしれないが、適切に読んでくれるのか、これで大丈夫かということを確認したい。

(委員)

実は前回のときに気がつかなかったというのが正直なところ。委員から指摘されて初めて気が付いた。ガスのリスクというのがあって、実際に千葉県環境審議会の温泉部会で掘削許可や運用許可を出すときには、必ず天然ガスの兆候があるかどうかを確認して、それがあつた場合には、適切な処理を行うということを担保できないと、許可を出さないということになっている。

それから九十九里浜では、2004年にいわし博物館の爆発があつたが、床下から出てきたガスに引火したもの。このガスというのは、天然ガス田のガスというよりも、上ガスといって、地層の中をガスが移動してきて地表に噴出する、こういうタイプのガスが九十九里付近にはたくさんある。

産総研の資料を見ると、南関東ガス田の延長は海洋の中にもあるということはわかっていて、ガス田だけでなく、上ガスで移動してくる可能性もあるので、海底を掘削したときにメタン等が出てくる可能性がある。ある程度リスクとして捉えておいた方がいい。この「留意する必要がある。」程度の書きぶりが良いのかなと思つている。

また、この地域の海底の地質は、世界の中でも稀な高海水準期の陸棚であり、現在堆積物が形成されている場所は欧米にはない。天然記念物に指定されるというわけではないが、学術的には非常に価値がある。学術としての重要性は、ゼロイチで決めることではないので、前文として書いておきたいという考へがあつた。

(委員)

鳥等については、詳しく書いてあるのに関わらず、今言われた趣旨がほとんど伝わらない文章になっているので、もう少し積極的に書いてもいいのではないかと。各論でも、地形及び地質は、例えば、バードストライク等、他の書きぶりと比較しても、さっぱりしてる。

(委員)

私も委員と同じ認識で、確証を持って言い切れないところがある。背景として海域の海底調査を今までしっかりやられてこなかった経緯があり、現在JOGMECの調査が始まっていると思うが、おそらく数年経てば、海域の海底状況がある程度出てくると予想している。産総研の資料は、おそらく陸域だけだと思う。あとは簡易な分布図が海上保安庁にある。100%の確実性を持って言えないところが文章の中に出してしまったのかなと感じている。

(委員)

間違いなくあると思うが、配慮書段階では、この程度でいいのではないか。

(委員)

生態系や植物、動物の場合、確実ではないが危険性があるから、具体的な対処の方法を意見することが多い。“留意”という表現にしたときに、先程の委員が言ったリスクを業者が認識するか曖昧であるので、危険性があるのであれば、その言葉を入れた方がいいのではないか。答申では、スタンスを明確にすべきと思うが、盛り込むことに問題はあるか。

(委員)

問題はないと思う。

(委員)

項目及び手法等においても、鳥類及びコウモリ類のように、「このため、最新の知見の収集を適切に行うとともに、専門家等の助言を受けて適切に調査する」程度のことを意見してもいいのではないか。

(事務局)

意見については、他の洋上風力の配慮書と横並びで、同じ内容としているので、意見で求める内容を変更するのは極力避けなければいけない。新しい知見が発表された等のことがなければ、意見を変更するというのは適切でないと思う。

地形・地質に係る意見がある前提で、地域特性として、重要な地形・地質を匂わせるも

のがあるということを前文に入れると、この意見に繋がり、説得力が出るのではないかと考え、委員から御意見いただき工夫して入れた。あくまでポイントとしては、重要な地形・地質が存在する可能性を事業者に認識して欲しいということで、1つの例として、南関東ガス田の話を出した。もちろん他にも、調べてみれば、委員から発言のあった堆積物の学術的な価値といったものも見つかるかもしれないし、調査してみなければわからない。きっかけとして、地域特性として何もないわけではなく、今の不十分な知見の中でも、重要な地形・地質の存在の可能性を認識して調査に取り組んでいただきたいと考えている。

(委員)

横並びでなければならないという理屈はわかるが、個別にアセス委員会を開催する意味がない。後から情報がこちらもわかってきたので、後続の事業者により強めに意見することがあってもいいのではないか。

匂わして行間を読んでくれというのは、事業者の皮算用1つで行間では読めなかったと言われる余地を残してしまう。しっかりと指摘しないといけないと思う。

(委員)

洋上風力発電のアセス自体が特殊で、複数の事業者が同時並行で配慮書手続を行う中で、時系列的に後の方になってくると、議論が段々充足されていくというのは仕方ないことだ。それを踏まえて、方法書や準備書の段階で収束していくと思うので、この段階で意見が異なることに、それほど気を使う必要はないのではないか。

(事務局)

いずれにしても、どのような地層かを調査する必要があるという意見に尽きてしまうと思うので、意見を変更する必要はないと思っている。また、資源の採掘場所としての価値がある場所でもあるので、この場所がなぜ重要なのかということを少し加えるぐらいかと思っている。

(委員)

この件については、経済産業省か資源エネルギー庁で、南関東ガス田についての詳細な検討を行い、ガイドブックを発行していたと思う。その時に千葉県環境研究センター地質

環境研究室も協力したと思う。それも参考にして検討してみてもどうか。

(事務局)

発言いただいた物が、ちょうど我々の手元があり、「施設整備・管理のための天然ガス対策ガイドブック」というタイトルで、編集者は関係官公庁で構成されたもの。環境研究センターもメンバーに入って執筆をしている。御助言を参考にして答申前文の修正を検討したい。

(委員)

答申の2 (2) 地形及び地質においても追記が必要ではないか。

(事務局)

具体的にどのような方向で意見した方がよいか。

(委員)

南関東ガス田という単語を出し、最新の知見を収集すること、専門家の意見や助言を得ること、特殊な地域である可能性を勘案することなどが必要ではないか。

(事務局)

ガス田が海域に存在する前提で意見することになってしまうので、不明ということで、今後の調査をしっかりとってもらいたいということを伝えたい。他の委員方の御意見も伺いたい。

(委員)

ガス田の危険性については、そのとおりに思うが、都市政策と環境政策との矛盾を今回の会議で感じた。海域よりガス田の分布がわかっている陸域で開発行為を行うときに、開発行為の許可を出す際にそのようなことを言っていないのかという話になる。

話を戻せば、アセス案件の九十九里沖の海域について、多分初めてのことだと思うので、どう表現するか、事務局が躊躇するのも理解できる。

(委員)

東金市のクリーンセンターの際に委員が同じような指摘をされていたと記憶しているが、その際は、何か文言として入っていなかったか。

(事務局)

確認の時間をいただきたい。

(委員)

今後このガス田が分布する地域に地面を掘削するような事業が行われる場合、この前文に書いてある「留意すること」という文は、全ての事業に入ってくるものか確認したい。

(事務局)

必要ないと考えている。採掘事業として認知されているのは、この地域だけなので限定的な地域特性としてはよいと思っている。

(委員)

ガスとして地上付近に沸き上がってくるというのは、九十九里地域の上総層群の地質構造に依存してるので、関東全域ということではない。

(事務局)

今、画面に共有したものが、東金のクリーンセンターの方法書の意見で、留意事項としてアセスの意見ではない形としている。

(委員)

東金で出しているのであれば、本件でも言及すべきはないか。どの程度のリスクが海底であるのか専門家でないからわからないが、100%でないにしても可能性があるのであれば、この程度の文言が留意事項として入っていた方が、整合性が取れてよい。

(委員)

地下のことは陸上と比較すると本当にわからないものの、リスクがありそうだというこ

とを指摘しておくことが大切ではないか。

(委員)

私も同じ意見である。未然防止の観点の表現となる。

(委員)

この内容は、注意喚起なので、入れても問題はない。

(事務局)

立ち返るが、南関東ガス田は重要な地形・地質の一例として入れようとした。あくまで資源ガス田としての重要性に基づくが、本日の議論は危険性にクローズアップされていて、危険性の話にあまり寄ってしまうと、アセスの意見ではなくなる。東金の答申では留意事項として挙げているが、本来の学術的あるいは希少性により地形・地質を選定するという趣旨から外れてしまう。前文に1例として載せるぐらいが、地形・地質の意見に無理なく繋がるという認識だ。

(委員)

危険性をアセスの対象外とするのは、おかしいのではないか。騒音や大気汚染物質などはアセスの項目となっている。

(事務局)

風車であれば、例えば、倒壊の危険といったものもある。陸上風力の案件で議論になったが、各項目の外の留意事項という形で扱っている。今、危険性の話にクローズアップすると、地形・地質の話ではなくて、留意事項という形で指摘することになれば、その方向で構成は見直す。

(委員)

私は留意事項で構わないと思うが、委員はいかがか。

(委員)

留意事項でも具体性を持って指摘できればいい。

(事務局)

そうすると、前回の委員会で御意見いただいた委員方が重要な地形・地質の可能性として、南関東ガス田について御指摘された、いわゆる重要な地形・地質に繋がるような意見にならないが、委員はそれでよろしいか。

(委員)

それでもいい。とにかく書いてあることが重要。アセスにおける重要な地形・地質とは天然記念物のような感覚で重要という意味であるのか。

(事務局)

そのような意味ではない。学術的価値が明言できればということで程度である。

(委員)

リスクを引き起こす可能性がある、という意味では重要性は入ってはいないか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

留意事項に入れる分には、良いと思う。

(委員)

本日の話は、自然的な地形の話と生活環境上の安全性の話と両方あると思う。いわゆる快適な生活環境のための項目は、日本の場合、自治体先行型で、自治体の一部では検討されている。例えば、地震に対しての自然災害に対するリスク対応に関して、神奈川県や横浜市、川崎市では項目としている。全国的にはまだ一般化していないと感じる。日照阻害は一般的になっており、最近では光害というものもあるが、そのような項目は日本でもまだ数

えるぐらいの自治体しか対象としていない。このような状況から、安全性について、千葉県の場合、対象とする段階にはなっていないという認識があるかもしれないので、地形として捉えて対応するのが制度上、一番しっくりする。ただ、生活の安全性も含めて社会環境も含めて評価するのが、環境影響評価の本筋だとは思う。

(委員)

前文や個別の意見は事務局の案のまま、危険性に関してだけ留意事項で述べる形でいいと思うが、委員はいかがか。

(委員)

事務局案に加えて留意事項で、東金の留意事項のような文言を付け加えるということで承知した。

(事務局)

その方向で検討させていただく。

(委員)

再検討という形でよろしいか。

(事務局)

本日御発言いただいた委員には、後日、案文を御確認いただきたい。その上で、委員長、副委員長と御相談させていただく。

(委員)

そのような形で対応をお願いしたい。以上で本日の審議事項を終了させていただく。